

除雪サービス事業の申請を受け付けます

次の4項目すべてに該当し、下表の対象世帯であれば除雪業者へ支払う費用の一部助成を受けることができます。ぜひお申し込みください。

◆対象世帯

- ①令和5年度の町民税非課税の世帯
- ②町税などの滞納がない世帯
- ③同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯
- ④町内会、自治会単位(団地単位を含む)などで共同負担により除雪を行っていない世帯

◆サービス内容 自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成

◆助成額 除雪などに係る費用の7割(生活保護世帯は9割)相当を助成

※限度額があります。詳細はお問い合わせください。

【申請期限】
10月31日(火)まで



事業名	対象世帯
高齢者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が70歳以上の世帯 ②世帯全員が要支援、要介護認定を受けている世帯 ③「70歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある方」のみの世帯
障がい者除雪費用助成事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある50歳以上の方のみの世帯 ②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能に障がい(1・2級)のある一人暮らしの世帯

障がい福祉サービスをご紹介します

障がいのある方や難病の方を対象に、日常の介護支援、自立した生活の援助、就労を目指す方の支援など、多様なサービスがあります。申請・支給決定後に、各事業所と契約してサービスの利用が可能です。

◆対象 ①身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方②医療機関などで精神障がい、発達障がいの診断を受けられた方③難病(366疾病)に罹患された方

主なサービス	内容
在宅生活を 支えるサービス 	● 居宅介護(家事援助・身体介護など) ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、日常生活上の相談支援などを行います。 ● 短期入所 介護者が病気などの場合、夜間も含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
日中の活動などを 支えるサービス 	● 生活介護 常に介護が必要な方に対して、施設などに通所することにより、入浴・排せつ・食事などの介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 ● 就労継続支援(A型・B型) 就労経験や機会を必要とする方に対して、生産活動などの機会提供、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。(作業工賃の支払あり)
住まいを 支えるサービス 	● 共同生活援助(グループホーム) ※入居定員は、原則10人以下です。 グループホームに入居する方に対して、相談支援、入浴・排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 ● 施設入所支援 施設に入所する方に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の相談支援などを行います。

【問い合わせ】福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

※専門の相談員による「よろず相談会」も実施中です。詳細は折込チラシをご覧ください。

住宅用火災警報器点検していますか？

【問い合わせ】消防署 72-0150

住宅用火災警報器の設置が義務化になり、今年で12年が経過しました。いざという時に備えて定期的に点検ボタンを押す(点検ひもを引く)など作動点検を行いましょ。

●電池の寿命は約5～10年が目安！

電池寿命が近づくと音(音声)やランプ表示などで電池切れを知らせてくれるものもあります。

●本体の寿命は約10年が目安！

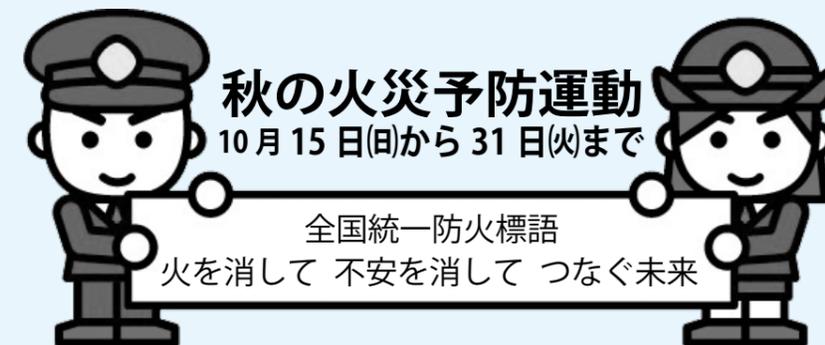
住宅用火災警報器のセンサーなどが寿命により本体交換が必要になる場合があります。



故障または電池切れの場合

消防署からのお知らせ

ストーブなど暖房器具を使う機会が増えるため、火災が発生しやすい時期になります。いま一度、火の元の点検を行い、尊い命や大切な財産を守りましょう。



秋の火災予防運動

10月15日(日)から31日(火)まで

全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来